

質問書に対する回答

(件名) 道東自動車道 占冠～トマム間用地測量

質問事項と回答

番号	質問事項	回答
1	本業務の積算技術者単価は、令和4年度の技術者単価を使用してよろしいでしょうか？	調査等積算基準（令和3年度版）第1編総則1-2-4に記載のとおり技術者単価は、入札時点における土木工事等単価ファイルとなります。
2	本業務の積算上の基地（起算点）はどちらでしょうか？	調査等積算基準（令和3年度版）第1編総則1-4に基づき必要な費用を計上します。ただし、弊社の積算における「基地」については、非公表となっております。 貴社の見積における「基地」については、貴社の調査測量計画に基づき計上ください。
3	現地作業は通勤又は宿泊のどちらでみられているのでしょうか？ 宿泊の場合、宿泊地は占冠村と考えてよろしいでしょうか？	調査等積算基準（令和3年度版）第1編総則1-4に基づき必要な費用を計上します。ただし、弊社の積算における「現地作業時の通勤又は宿泊の判断」については、非公表となっております。 貴社の見積における「現地作業時の通勤又は宿泊の判断」については、貴社の調査測量計画に基づき計上ください。